

荷役料率表

(令和3年11月17日届出)

1. 適用規程

- (1) 基本料率表に記載のない貨物については、類似貨物の料率を適用します。
- (2) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとする。
- (3) トン数は重量、体積いずれか大なる方による。
- (4) 請求各口につき50銭未満の端数があるときは、その端数金額を1円として計算する。

2. 料率表

(1) 基本料率(1トンに付、単位 円)

品 目	料 率
	庫入又は庫出
パレタイズ貨物(普通品)	1,000円
パレタイズ貨物(冷蔵・冷凍品)	1,300円
雑貨類(冷蔵・冷凍品)	1,500円
雑貨類(冷蔵・冷凍品)	2,000円

(2) コンテナ詰又はコンテナ出作業(1トンに付、単位 円)

品 目	料 率
パレタイズ貨物	1,000円
雑貨類	2,000円

但し、料金は、料金の種類ごとに計算した金額の上下それぞれ20%の範囲以内とする。

3. 割増料率

種 別	内 容	割増率
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
多階建倉庫荷役	2階以上の倉庫への庫入又は庫出	基本料金の3割増以内

4. その他の料率

(1) 特殊荷役料

下記の荷役作業については特殊荷役として収受する。

- (イ) はい替 庫入又は庫出料率の8割
- (ロ) 仕 訳 庫入又は庫出料率の3割
- (ハ) 仮 置 庫入又は庫出料率の3割

(二) 庫移し 庫入及び庫出料率の合算金額

5. その他の料金

- (1) 特殊な貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物）の荷役、又は特別な荷役（荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料率による料金のほかに、荷主と協議の上決定した金額を申し受ける。
- (2) 荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には、荷主と協議の上、実費申し受ける。
- (3) 荷主の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議の上、別途実費を申し受ける。
- (4) 荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行った場合は、荷主と協議の上決定した金額を申し受ける。
- (5) 本料率表に記載のない事項については、その都度荷主と協議の上決定した金額を申し受ける。

6. 消費税等の加算

1から5までによって計算した料金に、消費税（地方消費税を含む）相当額を別途加算する。但し保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではない。加算に当たっては、1.(7)にかかわらず、上記により計算された金額に1円未満の端数があるときは、1円単位に四捨五入するものとする。

以 上